

平成28年(ム)第32号 損害賠償等請求再審事件

(対象事件・福岡高等裁判所平成27年(ネ)第434号)

決 定

福岡県

番地

再審原告

X

同訴訟代理人弁護士

県

番地

再審被告

Y

主

文

- 1 本件再審請求を棄却する。
- 2 再審費用は再審原告の負担とする。

理

由

- 1 本件再審請求の趣旨及び理由は、別紙「再審訴状」及び平成28年12月4日付け「上申書」(いずれも写し)に記載のとおりである。
- 2 再審原告は、対象事件の確定判決には、主要事実たる規範的要件(注意義務違反)の評価根拠事実である、①再審被告が元金140万円を超える額の過払金返還の交渉の法律事務を取り扱っていた事実及び②再審被告が上記過払金返還の請求の法律事務を取り扱っていた事実の自白の成立についての判断遺脱があり、また、重要な間接事実である、③再審被告が再審原告の弟の相続放棄^N手続に関与していた事実及び④再審被告が本件委任契約に先立って再審原告の弟の債務整理を受任していた事実についての判断遺脱があり、いずれも判決に影響を及ぼすべき重要な事項に当たる旨主張する。

しかし、対象事件である確定判決が上記①及び②の事実(再審原告が元金140万円を超える過払金の返還交渉ないし返還請求をしたこと)に関する認定判断をしていることは、判文上明らかである(確定判決第2の2(5)、第4の1(9)、(11)、同3(1)イ参照)。また、③の事実(再審被告が再審原告の弟の相続放棄手続に関

与していたこと) について、確定判決の裁判所は、同事実が認められないとしてこれを認定しなかったものであり、かかる消極的認定を前提に本件委任契約に係る紛争の目的価額が140万円を超えることが明らかであったとはいえず、また、再審被告においてそのような認識を有していたものとは認められないと認定判断していることが確定判決の判文上明らかであって、この点について判断遺脱はない。さらに、④の事実(再審被告が本件委任契約に先立って再審原告の弟の債務整理を受任していたこと)については、主要事実(注意義務違反の評価根拠事実)の間接事実として位置づけられるものとはいえない上、仮に③の事実を推認させる間接事実と位置づけ得るとしても、④の事実から直ちに③の事実を推認することも困難であり、いずれにしてもその判断を欠くことによって判決に影響を及ぼすものとは到底解されない。したがって、民訴法338条1項9号に基づく本件再審請求は理由がない。

その他、再審原告が縷々主張するところは、結局のところ、上記確定判決の証拠の評価、事実の認定を論難するものにすぎず、民訴法338条1項所定の再審事由に当たらない。

3 よって、本件再審請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり決定する。

平成29年1月26日

福岡高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官

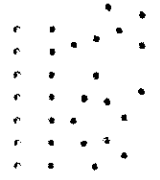
E

裁判官

F

裁判官

G



(別紙)



再審訴状

平成28年10月31日

福岡高等裁判所 御中

再審原告訴訟代理人弁護士

〒8 福岡県 番地

再 審 原 告 X

〒 法律事務所 (送達場所)

上記訴訟代理人弁護士

電 話 0

FAX 0

〒 県 番地

再 審 被 告 Y

損害賠償等請求再審事件

訴訟物の価額 348万8307円

貼用印紙額 金4000円



郵券	2,600円	添付
印紙	4,000円	貼用

再審原告を控訴人兼被控訴人(一審原告)、再審被告を被控訴人兼控訴人(一審被告)とする福岡高等裁判所平成27年(ホ)第434号損害賠償等請求控訴事件(原審福岡地方裁判所久留米支部平成25年(ワ)第236号事件)につき、福岡高等裁判所が平成28年5月13日に言い渡し、同年9月30日に確定した次の判決には、後記のとおり再審の事由があるので、再審の訴えを提起する。

第1 不服の申立てに係る判決の表示

主 文

- 1(1) 一審被告の控訴に基づき、原判決中一審被告敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記(1)につき、一審原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 一審原告の控訴を棄却する。
- 3 訴訟費用は第1、2審とも一審原告の負担とする。

第2 再審請求の趣旨

- 1 上記原確定判決を取り消す
- 2 再審被告(一審被告)は、再審原告(一審原告)に対し、348万8307円及びこれに対する平成25年7月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
- 3 再審被告の控訴を棄却する
- 4 訴訟費用は、前審及び再審を通じ、再審被告の負担とする
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第3 不服の理由(再審の事由)

- 1 前記原確定判決には、以下2ないし4項に述べるとおり、民訴法338条1項9号が規定する再審事由(判決に影響を及ぼすべき重要な事項についての判

張していると言ってよい（第一審被告準備書面7（同26年8月6日付け）5頁4行目～下から3行目、同準備書面8（同月8日付け）2頁13行目～3頁末尾、乙25、再審被告本人尋問15頁下から13行目～17頁10行目）。

ウ 当該事実が注意義務違反を基礎づける具体的事実であること

このアの事実は、司法書士法3条2項2号所定の法務大臣の認定を受けた司法書士（以下「認定司法書士」という。）である再審被告が弁護士法72条違反の違法行為をしていたことを直接的に意味するものであり（この行為を司法書士法3条1項4号、5号（裁判所等へ提出する書類の作成）によって根拠づける余地は皆無である。）、従って、再審被告の委任契約上又は不法行為上の注意義務違反（さらに具体的に敷衍すれば、①事務取扱を継続すれば弁護士法違反の違法行為にわたる場合にはそうならないよう当該事務を自ら取り扱うことを中止する義務（事務中止義務）の違反、及び②そのように事務を中止した後の善処義務（通常は同事務が弁護士へ引き継がれるよう相応の取り計らいをすることが想定されるのであり、本件事案の場合もそうする義務（転送義務）があったと考えられる。）の違反である。）を基礎づける具体的事実である。

エ 当該事実が主要事実に該当すること

かかる具体的事実は、民訴法上、規範的要件の評価根拠事実と呼ばれるものであって、いわゆる主要事実に該当する（司法研修所『増補民事訴訟における要件事実第一巻』31頁、伊藤滋夫編『民事要件事実講座1』（青林書院、平成17年）210～217頁。なお、規範的要件自体が主要事実でその評価根拠事実が間接事実に当たると整理する説も無いではないが、その説においても、規範的要件の評価根拠事実が主要事実に準ずる重要な間接事実と位置づけられており、結局、主要事実と同等に取り扱われることになる（裁判所書記官研修所監修『民事訴訟法講義案』（司法協会、

平成11年) 102~103頁)。)

(2) しかるに、原確定判決は、主要事実(ないし主要事実に準じて取り扱われるべき重要な間接事実)に該当するはずのこの前記(1)アの事実の存否について判断をしなかった。

(3) ここで、主要事実又は重要な間接事実に当たる事項の判断遺脱が再審事由に該当することは通説であり、議論するまでもない(石川明ほか編『注釈民事訴訟法(9)』(有斐閣、平成8年)52頁、伊藤滋夫編『民事要件事実講座2』(青林書院、平成17年)26頁参照)。

なお、この前記(1)アの事実を「主要事実」ないし「重要な間接事実」と呼ぶか否かにかかわらず、いずれにしろ、この注意義務違反の評価根拠事実に当たる具体的事実が「判決に影響を及ぼすべき重要な事項」に該当することは至って明白である。

(4) 従って、前記(1)(2)に示す原確定判決の判断の遺脱は、明らかに民訴法338条1項9号の再審事由に該当する。

そして、この事実が認定されれば、上述の再審被告の注意義務違反は当然認定されることになるから、同注意義務違反の不存在を前提とする原確定判決は全面的に覆ることになる。

(5) なお、この前記(1)アの事実は、それに先立つ前記過払金返還請求通知書(乙9)の作成送付の時点(平成21年6月5日)においても再審被告が本件過払金の全額を請求する意図を有していたことを強く推認させるものであるから、後記3(1)アの事実を窺わせる間接事実としても機能するものであり、その観点からしても、重要な間接事実の判断遺脱(後記4参照)ということになる。

3 主要事実たる規範的要件(注意義務違反)の評価根拠事実(再審被告が元金140万円超の過払金返還の請求の法律事務を取り扱っていた事実)の自白の成立についての判断遺脱

(1) 再審原告による当該事実の主張及び当該事実の主要事実該当性

ア 再審原告が前審において当該事実を主張していたこと

再審原告（一審原告）は、前審において、前記2(1)同様の再審被告（一審被告）の注意義務違反（民法644条、709条）を基礎づけるもう一つ別の事実として、平成21年6月5日、再審被告は、再審原告の代理人である旨を表示して、武富士に対し、同日付け「過払金返還請求通知書」（乙9）を作成・送付し、もって本件過払金の全額である242万7705円（うち元金190万4735円）の返還の請求をするという法律事務を取り扱った、という旨の事実を主張していた（第一審原告準備書面10（平成27年1月25日付け）6頁下から9～7行目、原告控訴理由書（同年5月18日付け）3頁5～11行目、控訴審原告準備書面1（同年8月28日付け）1頁13～18行目）。

イ 当該事実が注意義務違反を基礎づける具体的事実であり、主要事実該当すること

このアの事実も、前記2(1)ウ同様、認定司法書士である再審被告が弁護士法72条違反の違法行為をしていたことを直接的に意味するものであり（この行為についても、司法書士法3条1項4号、5号（裁判所等へ提出する書類の作成）によって根拠づける余地は皆無である。）、従って、再審被告の委任契約上又は不法行為上の注意義務違反（さらに具体的に敷衍すれば①事務中止義務違反及び②転送義務違反）を基礎づける具体的事実である。

そして、かかる事実が、規範的要件の評価根拠事実として、主要事実（ないし主要事実に準じて取り扱われるべき重要な間接事実）に該当することも、前記2(1)エで説明したのと同様である。

(2) 再審被告による当該事実の自白

ア この主要事実該当する前記(1)アの事実を再審原告が主張した（第一審

原告準備書面10（同年1月25日付け）第2の5(5)ウ（6頁下から9～7行目）のに対し、再審被告は、前審控訴審において「認める」と陳述した（控訴審被告準備書面2（同年10月13日付け）第2の5(5)ウ（15頁4～5行目）。前審控訴審第3回弁論準備手続（同月29日）にて陳述）。

これは、明らかに、自白の成立である（民訴法179条前段）。

イ 再審原告は、これを受け、前記(1)アの事実につき自白が成立したことを、前審控訴審において明確に主張した（控訴審原告準備書面6（同年12月9日付け）1頁下から6～3行目。前審控訴審第4回弁論準備手続（同月10日）にて陳述）。

ウ なお、再審原告によるこの自白成立の主張に対し、再審被告からは何の反論もされなかった。

そもそも、再審被告は、前記(1)アの事実を争っておらず、寧ろ、当該事実の存在を前提とした上で、当該事実（前記(1)アに示す再審被告の行為）は法的に問題ない（司法書士法3条1項4号、5号により許容された行為である（第一審被告準備書面9（同26年11月10日付け）1～2頁、控訴審被告準備書面1（同27年8月27日付け）4頁下から6行目～5頁3行目）、あるいは「再審原告との関係では無権代理ではない」（控訴審被告準備書面3（同年10月21日付け）4頁9～12行目）。）といった旨の主張を展開していたのである。

(3) しかるに、原確定判決は、前記(1)アの事実についての再審被告による自白の陳述（前記(2)ア）にも再審原告による自白成立の主張（前記(2)イ）にも全く触れず、この自白の成否について判断をしなかった。

(4) このように、主要事実（ないし主要事実に準じて取り扱われるべき重要な間接事実）につき自白が成立しているとの一方当事者からの明示的な主張があったにもかかわらず、自白の成否について判断をしなかったことは、「判

決に影響を及ぼすべき重要な事項についての判断の遺脱があった」ものと評価するほかない。

- (5) 従って、前記(1)ないし(3)に示す原確定判決の判断遺脱は、明らかに民訴法338条1項9号の再審事由に該当する。

そして、この自白の成立を前提とすれば、前記(1)アの事実が当然認定されることとなり、そうすれば上述の再審被告の注意義務違反も当然認定されることになるから、同注意義務違反の不存在を前提とする原確定判決は全面的に覆ることになる。

4 重要な間接事実（①再審被告が相続放棄手続へ関与していた事実、②再審被告が本件委任契約に先立って再審原告の弟の債務整理を受任していた事実）の判断遺脱

- (1) 再審原告による当該事実の主張及び当該事実の重要な間接事実該当性

ア 証明対象の主要事実（規範的要件の評価根拠事実）

本項において論じる「重要な間接事実」に係る主要事実（ないし主要事実に準じて取り扱われるべき重要な間接事実）は、前記3(1)アの事実（再審被告が平成21年6月5日に本件過払金の全額（242万7705円（うち元金190万4735円））の返還の請求をするという法律事務を取り扱った事実）である。

イ 再審被告による自白の存在

この主要事実については、前記3で説明したとおり、再審被告の自白が存在するのであり、そうならば立証はもはや不要となるはずであるが（民訴法179条前段）、さらに以下ウ、エのとおり、再審原告から立証を重ねている。

ウ 直接証拠の存在

- (ア) 再審原告は、前審において、注意義務違反の評価根拠事実である前記3(1)アの事実の直接証拠として、再審被告が乙第9号証として提出した

平成21年6月5日付け「過払金返還請求通知書」を援用した（原告控訴理由書（平成27年5月18日付け）3頁12行目、第一審の原告準備書面10（同年1月25日付け）6頁下から7行目ほか）。

この書証（乙9）は、依頼者である再審原告の「書類作成代理人」との肩書きで再審被告が武富士に対し送付した書面で、「（・・・前略・・・）元利計算させていただきますと既に金2,427,705円の過払いとなっております。（過払利息5%含む）よって、上記、過払金につき返還の請求をします。」との記載がある。

これが要証事実（前記3(1)アの事実）の直接証拠に該当することは、その文面からして疑問の余地はない。また、この書証の成立の真正に争いはない。

(イ) ところで、成立に争いのない書証の「記載文面及び体裁」から、特段の事情のない限りその記載どおりの事実を認めるべきである場合に、「何ら首肯するに足る理由を示すこともなく」これを排斥するのは違法である（最判昭和32年10月31日参照）。

従って、(ア)に挙げたように明白な直接証拠（乙9）がある中では、よほどの特段の事情が無い限りは、前記3(1)アの事実がそのまま認定されることになるはずである。

エ 積極的間接事実の主張

(ア) 再審原告は、前審において、ウ(ア)の直接証拠（乙9）に加え、さらに、前記3(1)アの事実（即ち、当該「過払金返還請求通知書」（乙9）を作成送付した際の再審被告の意思内容が当該書面（乙9）の文面どおり本件過払金の全額（242万7705円（うち元金190万4735円））を請求するものであったこと）を窺わせる間接事実となるべき次の①及び②の2点の事実を主張していた（これらが本項において論じる判断遺脱事項である。）。

① 亡 ク の相続に関し、再審被告は、平成21年4月10日、再審原告及びその弟である訴外 N (以下「N」という。)を申述人とする同日付け各相続放棄申述書(甲15、甲16)の作成及び提出に関与し、その後本件過払金の存在を認識した後は、Nの相続放棄申述(甲16)については書類を追完して完成させる一方、再審原告の相続放棄申述(甲15)は取り下げて、再審原告一人が単独で亡 ク の遺産を相続するという処理方針の策定に関与していた、という旨の事実(原告控訴理由書(平成27年5月18日付け)8頁12行目～9頁6行目・17頁4行目～24頁10行目・31頁下から2行目～33頁5行目、控訴審原告準備書面7(同28年1月17日付け)8頁下から9行目～12頁末尾、第一審原告準備書面9(同27年1月22日付け)12頁10行目～15頁10行目)。

② 平成21年4月10日の本件委任契約(甲3)に先立って、平成15年ころ再審被告は N の債務整理を受任し、その後(平成21年当時も現在も)その N の債務整理が進展しないままであった、という旨の事実(控訴審原告準備書面7(同28年1月17日付け)9頁下から5～4行目、第一審原告準備書面10(同27年1月25日付け)3頁下から5～1行目、第一審原告準備書面(同26年2月28日付け)12頁1～6行目)。

(イ) なお、再審被告は、①の事実は争っているが、②の事実は実質的には争っていないと見てよい。

オ 原確定判決による消極的間接事実の摘示

ところが、原確定判決は、(a)亡 ク の法定相続人は再審原告と N の2名であって、両名の法定相続分は各2分の1であったが、再審被告が ク の債務整理事務に関する委任契約を締結したのは再審原告のみであったこと、及び(b)「過払金返還請求通知書」(乙9)には再審被告の

肩書として債務者たる亡 の相続人である再審原告の書類作成代理人である旨が記載されていたこと、の2点を挙げて、同過払金返還請求通知書の内容は、「過払金242万7705円のうち（再審）原告が相続分を有する範囲の返還を請求するものであったと合理的に解釈するのが相当である」と判示し、前記3(1)アの事実を否定した（原確定判決26頁最下行～27頁9行目）。

原確定判決は、再審被告による自白（前記3、4(1)イ）も積極的間接事実（前記エ(ア)①②）も考慮に入れず、この(a)(b)の事実をもって前記3(1)アの事実に対する消極の間接事実と位置づけ、前記ウの直接証拠（乙9）の推認力を打ち消すに足るものと考えたのであろう。

カ 検討

(ア) しかしながら、まず、原確定判決摘示の前記オ(b)の事実について検討すると、株式会社ライフに対し9万0116円を請求する「過払金返還請求通知書」（乙2の1）においては「書類作成代理人」ではなく単なる「代理人」との肩書きを用いている（以下「A事実」という。）のに対し、武富士に対する「過払金返還請求通知書」（乙9）においては、単なる「代理人」でなく、わざわざ「書類作成代理人」なる肩書きを用いているところからして、再審被告自身が認定司法書士の代理権限の範囲外の事務（即ち紛争の目的価額140万円超の事務）を取り扱っている認識を有していたことが如実に示されているのであり、要証事実（前記3(1)ア）に対するこの(b)事実の消極的推認力は、それ自体として非常に弱い（というか、ほぼ皆無）と評せざるを得ない。

寧ろ、この(b)事実は、前記A事実と相俟って、要証事実（前記3(1)アの事実）を強く推認させる積極的間接事実として働いているとさえ言えよう（なお、A事実については、原確定判決も認定している（原確定判決16頁最下行）。）。

(イ) 次に、前記オ(a)の事実について検討すると、もし再審被告が再審原告自身の法定相続分に応じた過払金返還請求をする意図であつたのならば、計算された過払金の額の法定相続分2分の1相当の金額(即ち121万3852円)を「過払金返還請求通知書」に表示するのが自然なはずである。それなのに、実際には、請求金額として過払金全額(242万7705円)を表示している(乙9)。前記オの原確定判決の認定を前提とするなら、何故、過払金全額を請求金額として表示したのであろうか、これは実に不自然なことと言わなければならない。しかし、原確定判決を読んでも、その理由は全く不明である。

こうして検討してみると、要証事実(前記3(1)ア)に対するこの(b)事実の消極的推認力も、やはりそれ自体として非常に弱いと評価せざるを得ない。

そして、この(b)事実の消極的推認力は、前記エ(ア)①②の積極的間接事実をぶつけられることによって、一挙に消失してしまうという関係にあるのである。

(ウ) このように、前記オの(a)事実も(b)事実も、要証事実(前記3(1)アの事実)に対する消極的間接事実としては非常に弱い推認力しか有していないのであり、これらが、前記ウ(イ)の昭和32年判例の言う書証の推認力を覆すような「特段の事情」や「首肯するに足る理由」に該当するなどは到底言い難い。

(エ) ここで思うに、要証事実たる主要事実(前記3(1)ア)につき、一方当事者から自白の成立が主張され、その自白成立につき相手方当事者も争っておらず(前記イ、3(2))、直接証拠たる書証も存在する(前記ウ、乙9)という状況において、当該要証事実を否定する方向に働く消極的間接事実(しかも前記(ア)(イ)(ウ)で説明したとおり推認力の非常に弱いものに過ぎない。)のみを採り上げ(前記オ)、当該消極的間接事実と競合

する位置づけにある積極的間接事実が一方当事者から主張されている（前記エ）のにこれを採り上げず、当該消極的間接事実のみを重視して、結論として同要証事実（前記3(1)ア）を否定するというのは、あまりに偏頗な立論で、事実認定として著しく不合理であり、自由心証主義（民訴法247条）の許容範囲を逸脱していると言わなければならない。

やはり、このような（前段落のような）状況においては、消極的間接事実と競合する積極的間接事実が当事者から主張されている以上は、均衡の取れた適正な事実認定を行うため、後者を重要な間接事実と位置づけるべきであり、これを考慮に入れずにした判決は民訴法247条に違反し違法と言うべきである。

キ 小括

以上より、前記アからオに示す本件訴訟の状況の下では、前記エ(ア)①②の事実は、重要な間接事実該当し、その存否の判断が判決の前提として必須であると評価すべきである。

- (2) しかるに、原確定判決は、この(1)エ(ア)①②の事実の存否について判断をしなかった。
- (3) ここで、重要な間接事実当たる事項の判断遺脱が再審事由に該当することについては、前記2(3)で述べたとおりである（前掲『注釈民事訴訟法(9)』52頁は、「形式的には間接事実とされる事実であっても、実質上は、核心的な争点となる」ものについては、その判断遺脱が再審事由となり得る旨を解説している。）。

なお、前記エ(ア)①②の事実を「重要な間接事実」と呼ぶか否かにかかわらず、いずれにしろ、これらの事実が「判決に影響を及ぼすべき重要な事項」に該当することは、前記(1)カの説明からして至って明らかである（だからこそ、前審第一審判決も、前記(1)エ(ア)①の事実の存否について、大きなウェイトを置いて議論を展開したのであろう（前審第一審判決11頁11行目～1

2頁10行目)。同判決はこの論点について結局判断を誤ったが（原告控訴理由書8頁1行目～16頁下から2行目）、同判決がこの前記(1)エ(ア)①の事実の存否が本事件の事実認定の鍵となる争点、即ち「判決に影響を及ぼすべき重要な事項」であると認識した点は正しい。)

(4) 従って、前記(1)(2)に示す原確定判決の判断遺脱は、明らかに民訴法338条1項9号の再審事由に該当する。

そして、この前記(1)エ(ア)①②の事実が認定されれば、前記(1)ウの直接証拠(乙9)や前記(1)カ(ア)のA事実などと相俟って、前記3(1)アの事実が認定されることとなり、その結果、上述の再審被告の注意義務違反は当然認定されることになるから、同注意義務違反の不存在を前提とする原確定判決は全面的に覆ることになる。

5 以上2ないし4項で述べたことを図で示すと、別紙のとおりである。

この図を見てのとおり、これほどに判断遺脱事項が多いと、正しい判決が導き出せるはずがない。

6 なお、念のため述べておくと、民訴法338条1項9号の再審事由は上告理由に含まれない（最判平成11年6月29日）のだから、本再審の訴えが同項但書きの制限（いわゆる補充性の原則）に抵触することはない。

7 よって、前記再審請求の趣旨記載の判決を求める。

附 属 書 類

1	再審訴状副本	1通
2	委任状	1通
3	確定判決の写し	1通

以上

(別紙)

正本

平成28年(公)第32号 損害賠償等請求再審事件

再審原告 X

再審被告 Y

上 申 書

平成28年12月4日

福岡高等裁判所第2民事部 御中

再審原告訴訟代理人弁護士

頭書事件につき提出した再審訴状(平成28年10月31日付け)中の誤記を下記のとおり訂正致します。

記

再審訴状12頁10～11行目及び同頁13行目にある「(b)事実」との記載を「(a)事実」に訂正。

以上



これは謄本である。

平成29年1月26日

福岡高等裁判所第2民事部

裁判所書記官

